

震災編

第1部 総則

第 1 部 総 則

計画の前提を、切迫性を有しているとされる首都直下地震におき、その被害想定値や阪神・淡路大震災以降の震災の教訓を踏まえつつ、市の特性を活かした計画内容とする。

第 1 章 計画の方針

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、西東京市防災会議（以下、「市防災会議」という。）が策定する計画であって、市・都・指定地方行政機関・自衛隊・指定公共機関・指定地方公共機関等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮し、地震災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を保護し、震災に強い西東京市の実現を図ることを目的とする。

第 2 節 計画の目標

1 性格

この計画は、市の地域に係る防災に関し、市が処理すべき事務又は業務を中心として、都及び各防災機関が市の地域に関して処理する事務又は業務を包含する、総合的かつ基本的な計画である。そのため、市、都及び各防災機関の責任を明確にするとともに、事務又は業務の一貫性を図る。また、災害に対処するための恒久的な計画であるため、法令等に特別の定めがある場合のほか、防災に関してはこの計画による。

2 範囲

この計画は、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)に基づいて都知事が実施する災害救助事務のうち、同法第 30 条の規定に基づいて都知事から市長に委任された場合の計画、又は都知事が実施する救助事務に協力する場合の計画及び同法適用前の救助事務に関する計画等、防災に関する各種の計画を包含する。

第 3 節 計画の前提

この計画は、第 1 部第 4 章に掲げる「首都直下地震による被害想定」を前提とするとともに、平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災やその後の地震災害の教訓、近年の社会経済情勢の変化、及び市民、市議会等の各種提言を可能な限り反映する。

第 4 節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めたときはこれを修正する。従って、各防災機関は関係のある事項について検討し、計画の修正案を市防災会議に提出する。

第 5 節 計画の習熟

各防災機関は、平素から危機管理や地震防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育・訓練の実施等を通して本計画の習熟に努め、地震災害への対応能力の向上を図る。

第2章 防災機関及び市民・事業所の役割

第1節 防災機関の業務大綱

市、都及び各防災機関等の防災に関して処理する業務はお概ね次のとおりである。

1 西東京市

事務又は業務の大綱	
西東京市	<ol style="list-style-type: none"> 1 市防災会議に関する事。 2 防災に係る組織及び施設に関する事。 3 災害情報の収集及び伝達に関する事。 4 緊急輸送の確保に関する事。 5 避難の勧告等及び誘導に関する事。 6 消防及び水防に関する事。 7 被災者の救出及び人命の救助に関する事。 8 医療、防疫及び保健衛生に関する事。 9 外出者の支援に関する事。 10 救助物資の備蓄及び調達に関する事。 11 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事。 12 ボランティアの支援に関する事。 13 公共施設の応急復旧に関する事。 14 災害復興に関する事。 15 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事。 16 防災市民組織の育成に関する事。 17 事業所防災に関する事。 18 防災訓練に関する事。 19 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事。
西東京市消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防及び水防、人命の救助に関する事。 2 その他災害復旧業務に関する事。

2 東京都

機関の名称	事務又は業務の大綱
北多摩南部 建設事務所 (建設局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川の保全に関する事。 2 道路及び橋梁の保全に関する事。 3 水防に関する事。 4 河川、道路等における障害物の除去に関する事。
多摩小平保健所 (健康局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療に関する事。 2 保健衛生に関する事。 3 検案に関する事。 4 医療機関等の保全及び機能回復に関する事。
警視庁 田無警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害地の警備情報に関する事。 2 被災者の救出及び避難に関する事。 3 災害時における交通規制に関する事。 4 交通信号施設等の保全に関する事。 5 死体検視、見分及び行方不明者の調査に関する事。 6 災害時における犯罪の予防、鎮圧等に関する事。 7 高圧ガス及び火薬類の保安に関する事。

東京消防庁 西東京消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災・水害及びその他災害の救助、救急情報に関すること。 2 火災・水害及びその他災害の予防、警戒及び防御に関すること。 3 人命の救助及び救急に関すること。 4 危険物施設、火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関すること。 5 都民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関すること。 6 応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関すること。
多摩水道改革推進本部 (水道局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係各部署等と調整し、分水量、市に対する補給水量の調整に関すること。 2 送配水管の被害調査及び復旧作業に関すること。

3 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東財務局 立川出張所 (財務省)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する資金のあっせん及び金融機関の業務の監督(災害時における緊急措置の指示等を含む。)に関すること。 2 国有普通財産の管理及び処分に関すること。
東京農政事務所食糧部 防災倉庫 (農林水産省)	主要食料の需給に関すること。

4 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第一師団 第一普通科連隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害派遣の計画及び準備に関すること。 2 災害派遣の実施に関すること。

5 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
(株)NTT東日本 東京西	<ol style="list-style-type: none"> 1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 2 災害非常通話の調整並びにこれらの施設の保全に関すること。
日本赤十字社 東京都支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療救護班の編成並びに医療救護等の実施に関すること。 2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること。 3 日赤奉仕団及び防災ボランティアの活動に関すること。 4 輸血用血液の確保、配分及び募金に関すること。 5 義援金の受領、配分及び募金に関すること。 6 日赤医療施設等の保全、運営に関すること。 7 外国人安否調査に関すること。
東京電力(株) 多摩支店武蔵野支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設等の建設及び安全保全に関すること。 2 電力需給に関すること。
東京ガス(株) 西部支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス施設等の建設及び安全保安に関すること。 2 ガスの供給に関すること。
郵便事業(株) 郵便局(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵便、郵便貯金、郵便為替、簡易生命保険の各事業と業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱に関すること。

6 指定地方公共機関等

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
西武鉄道(株) 田無駅 西武柳沢駅 東伏見駅 ひばりヶ丘駅 保谷駅	1 鉄道施設等の安全保安に関すること。 2 震災時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
(社)東京都トラック協会 多摩支部	災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関すること。
(社)西東京市医師会	1 医療及び助産活動に関すること。 2 防疫の協力に関すること。
(社)東京都西東京市歯科医師会	歯科医療活動に関すること。

7 協力機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
西東京市薬剤師会	災害時における医薬品・医療用資器材の供給及び管理並びに調剤、服薬指導に関すること。
西東京市接骨師会	医療活動に関すること。
西東京市獣医師会	動物に対する災害応急業務に関すること。
東京都交通局 杉並自動車営業所 青梅支所 西武バス(株) 上石神井営業所 関東バス(株) 武蔵野営業所	災害時における、人員、物資等の輸送のため車両の供給に関すること。
西東京市交通安全協会 西東京市防犯協会 西東京市建災防協会 西東京市水友会 西東京市社会福祉協議会 西東京市赤十字奉仕団	1 災害危険箇所、異常現象等発見又は、予知の場合、市、田無警察署、西東京消防署等へ連絡通報すること。 2 り災者に対する炊出し及び救助物資等の配分等に協力すること。 3 避難誘導、避難場所のり災者の支援業務に協力すること。 4 被災地の秩序維持及び被災状況の調査に協力すること。 5 その他災害応急対策の業務に協力すること。 6 ボランティアの支援に関すること。
西東京市米穀小売商組合	災害時における主要食料の需給に関すること。
保谷麵業会	応急食料の確保及び供給に関すること。
東京みらい農業協同組合 東京あくり農業協同組合	1 災害時における緊急避難場所としての協力農地のあっせんに関すること。 2 生鮮食料品の優先調達に関すること。

第 2 節 市民・事業所の基本的役割

市民、防災市民組織、事業所が「自らの身の安全は自らが守る」ことを防災の基本とし、
 不断に備えを進めるとともに、市、事業所、地域（市民）及びボランティア団体等との連
 携や相互支援を強め、震災時に助け合う、社会システムの確立に協力する。

区 分	基 本 的 役 割
市 民	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保 2 日頃からの出火の防止 3 消火器、住宅用火災警報器、防災用品の準備 4 家具類の転倒防止や窓ガラス等の落下防止 5 ブロック塀の点検補修等、家の外部の安全対策 6 水、食料、医薬品、携帯ラジオなど、非常持出用品や簡易トイレの準備 7 地震が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法等の確認 8 市が行う防災訓練や防災事業へ積極的な参加 9 町会・自治会等が行う、地域の相互協力体制の構築への協力 10 災害時要援護者がいる家庭における防災市民組織、西東京消防署・交番等への事前情報提供
防災市民組織	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底 2 初期消火、救出・救護、避難等、各種訓練の実施 3 消火、救助、炊出し資器材等の整備・保守及び非常食・簡易トイレの備蓄 4 地域内の危険箇所を点検・把握及び地域住民への周知 5 地域内の災害要援護者の把握及び災害時の支援体制の整備 6 地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備 7 市との連携・協力の整備
事業所	<ol style="list-style-type: none"> 1 社屋内外の安全化、事業所防災計画や非常用マニュアル等の整備 2 防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備 3 重要業務継続のための事業継続計画（BCP）の策定 4 組織力を活用した地域活動への参加、防災市民組織等との協力、帰宅困難者対策等、地域社会の安全性向上対策

第3章 市の概況

第1節 市の位置等

1 位置

西東京市は、武蔵野台地のほぼ中央部にあり、都心の西北部（北緯 35 度 44 分、東経 139 度 33 分）に位置し、北は埼玉県新座市、南は武蔵野市及び小金井市、東は練馬区、西は小平市及び東久留米市に隣接する。面積は 15.85k m²、広がりは東西 4.8km、南北 5.6km となっている。

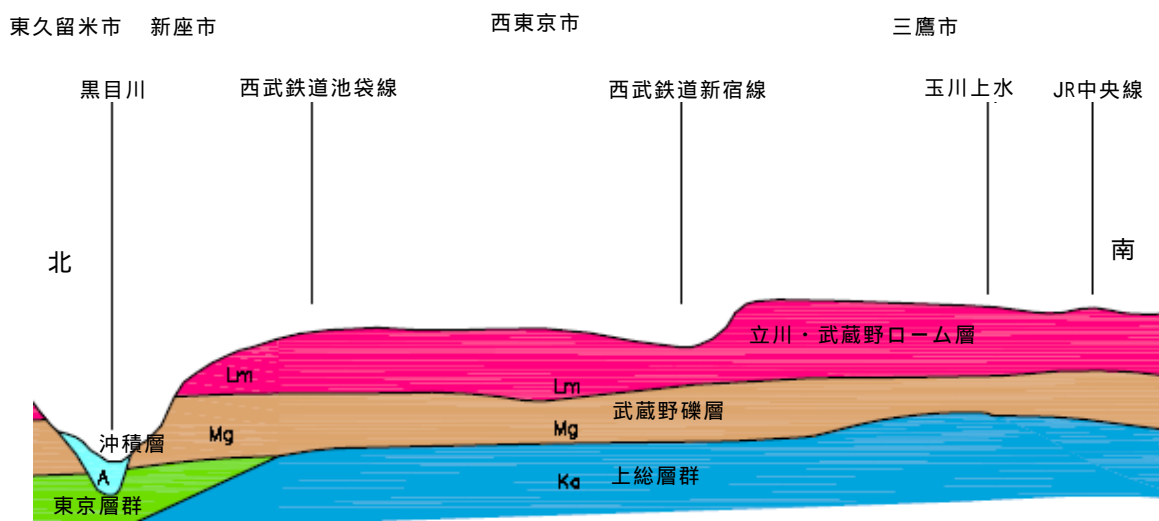
2 地形・地質構造

市は武蔵野台地(武蔵野面)に位置しており、台地上は概ね平坦で、標高は 53m から 67m である。台地を刻み石神井川、田柄川、新川、白子川による谷底平野や浅い谷が分布し緩傾斜の崖線が連なるが、石神井川流域の一部に急斜面がある。

なお、石神井川流域や白子川流域、武蔵野台地の一部は、市街化に伴い土地を平坦化した人工改変地である。

関東平野の地質構造は、地下深部に伏在し、起伏に富んだ半地溝(ハーフグラベン)を呈する岩類を基盤とし、それを上総・下総層群等が厚く埋積する。本市付近の武蔵野台地は、下位から東京層群や武蔵野礫層、関東ローム層(武蔵野ローム層・立川ローム層)で構成される。

【本市付近の模式地質断面図(南北断面)】



出典：国土交通省土地・水資源局国土調査課「土地分類調査(垂直調査)」

第 2 節 人口及び土地利用

1 人口

平成 19 年 10 月 1 日現在、住民基本台帳による総人口は 192,835 人、総世帯数が 87,422 世帯、1 世帯あたり人口が 2.21 人となっている。

平成 17 年の国勢調査結果を見ると、総人口は 189,735 人で平成 12 年に比べ 4.9% の増加であった。年齢別人口の構成比は、15 歳未満 12.7%、15～64 歳 68.4%、65 歳以上 18.7% となり、特に高齢者人口は平成 12 年に比べ 23.4% の増加となっている。

なお、本市の人口密度は、11,907 人 / k m² で、都区部の 13,663 人 / k m² と同程度の過密状況となっている。

【人口及び世帯数（住民基本台帳）】

項 目		平成 19 年 10 月 1 日現在
総 数	人口総数	192,835 人
	男	95,102 人
	女	97,733 人
	世 帯 数	87,422 世帯

外国人登録数を含む。

資料出所：市民部市民課

【昼夜間人口 各年 1 0 月 1 日現在】

年 次	夜間人口 (人)	昼間人口 (人)	夜間人口と 昼間人口の差 (人)	昼間人口指数 (夜間人口=100.0)	一般世帯数 (世帯)
昭和 50 年	158,979	126,107	32,872	79.3	50,726
昭和 55 年	157,920	125,552	32,368	79.5	54,528
昭和 60 年	162,770	128,634	34,136	79.0	57,621
平成 2 年	168,630	129,463	39,167	76.8	64,835
平成 7 年	174,912	135,855	39,057	77.7	70,347
平成 12 年	180,885	141,030	39,855	78.0	76,044
平成 17 年	189,735	148,056	41,679	78.0	82,254

1 15 歳未満を含む通学者及び(15 歳以上)数による。

2 昭和 55 年以降の昼間人口には年齢不詳人口を含まない。

ただし、昭和 50 年の昼間人口、夜間人口にはこれを含む。

資料出所：国勢調査報告

2 土地利用

市の総面積は 15.85 k m²である。

平成 19 年の地目別土地利用は、宅地が 58.9%と過半数を占め、畑は 12.1%となっている。平成 15 年と 19 年を比較してみると、0.9ha 程度だが、畑や山林が宅地等に変わっている状況が読みとれる。

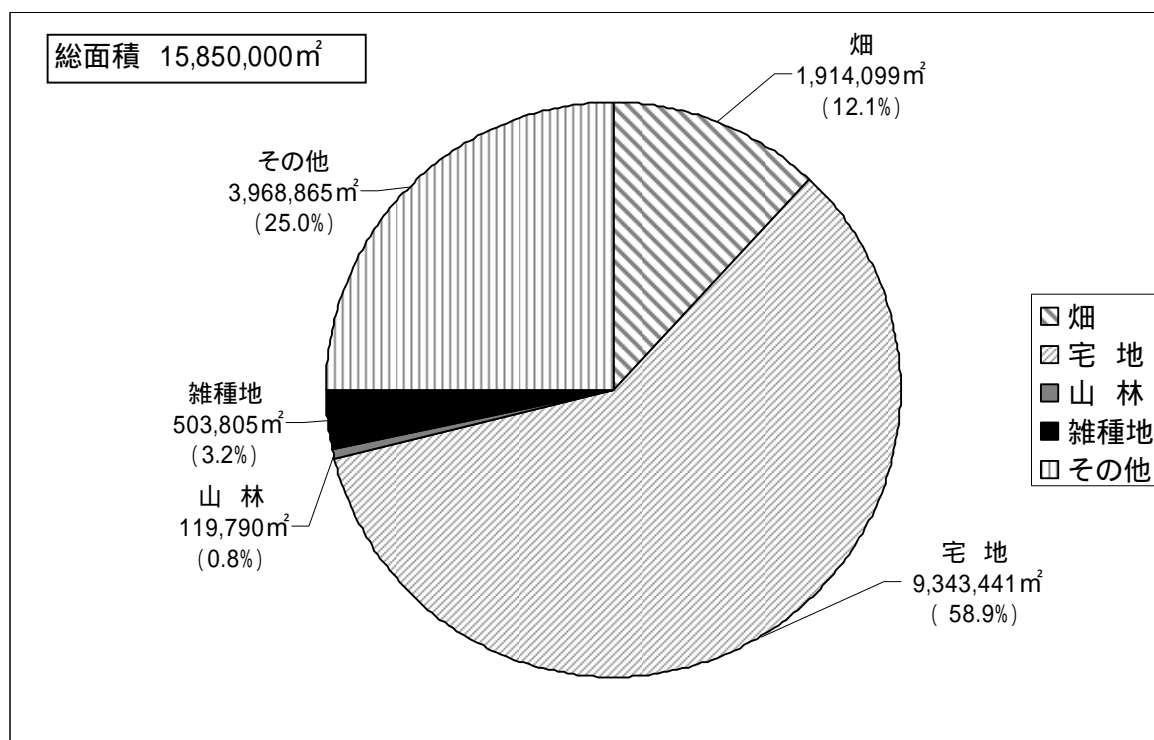
【地目別土地面積 各年 1 月 1 日現在】

(単位：上段 m²、下段 %)

年次	総面積	畑	宅地	山林	雑種地	その他
平成 15 年	15,850,000 100	2,114,863 13.3	9,189,827 58.0	134,286 0.8	483,863 3.1	3,927,161 24.8
平成 19 年	15,850,000 100	1,914,099 12.1	9,343,441 58.9	119,790 0.8	503,805 3.2	3,968,865 25.0

資料出所：固定資産概要調書

【地目別土地面積の割合 平成 19 年 1 月 1 日現在】



第4章 被害想定

震災対策を推進するうえで、地震による被害の発生態様や被害の程度、及び地震に対する地域ごとの危険度を把握しておくことはきわめて重要である。

東京都防災会議は、平成3年には関東地震の再来を想定した被害想定を、また、平成9年には、阪神・淡路大震災を踏まえ、直下地震による被害想定を公表してきた。その後、東京の都市構造が大きく変化したことや国が平成17年2月に首都直下地震の被害想定を公表したことなどから、新たに「首都直下地震による東京の被害想定」を作成し、平成18年5月に東京都防災会議で決定した。

市は、都が行った地震被害想定に関する調査・研究及び地震に関する地域危険度測定調査の結果を踏まえつつ、実情に即した防災機能向上のあり方を検討し、被害想定とする。

第1節 被害想定

【前提条件】

	想定地震	
名称	東京湾北部地震	多摩直下地震(プレート境界多摩地震)
震源	東京湾北部	東京都多摩地域
規模	M6.9 及び M7.3	
震源の深さ	約 30～50km	

資料出所：「首都直下地震による東京の被害想定」

1 震度分布

東京湾北部地震（M7.3）については、本市は震源断層域からはずれ、全地区で震度6弱程度が想定される。

多摩直下地震（M7.3）については、本市の直下が震源断層域ではあるものの、大きな揺れが生ずる震源断層域（アスペリティ：固着域）からははずれ、全地区で震度6弱程度が想定される。

2 液状化

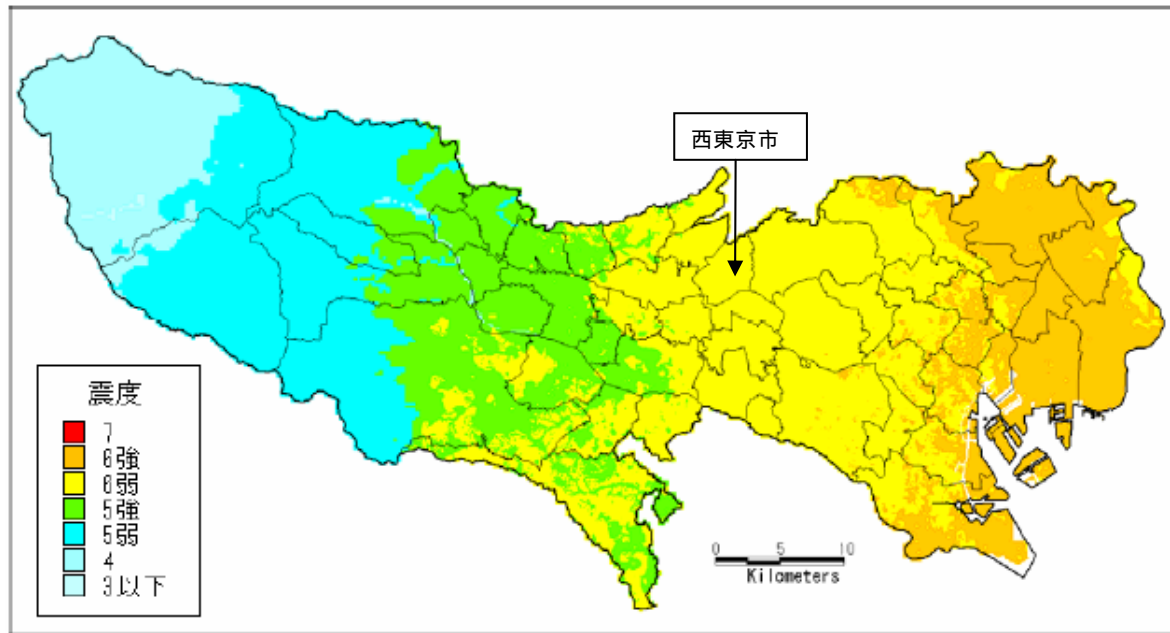
市において、液状化対象地盤（砂質土層等で地下水位が高いところ）は分布せず、東京湾北部地震・多摩直下地震とも液状化による被害は想定されていない。

3 急傾斜地崩壊

東京湾北部地震・多摩直下地震とも、石神井川流域の急傾斜地（1箇所）の崩壊が想定される。

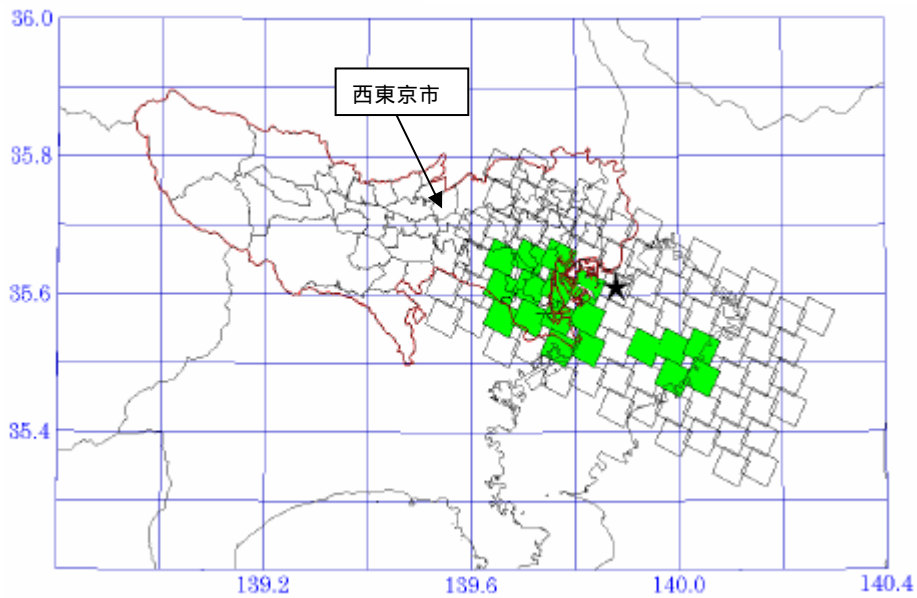
【東京湾北部地震 (M 7 . 3)】

震度分布



震源断層

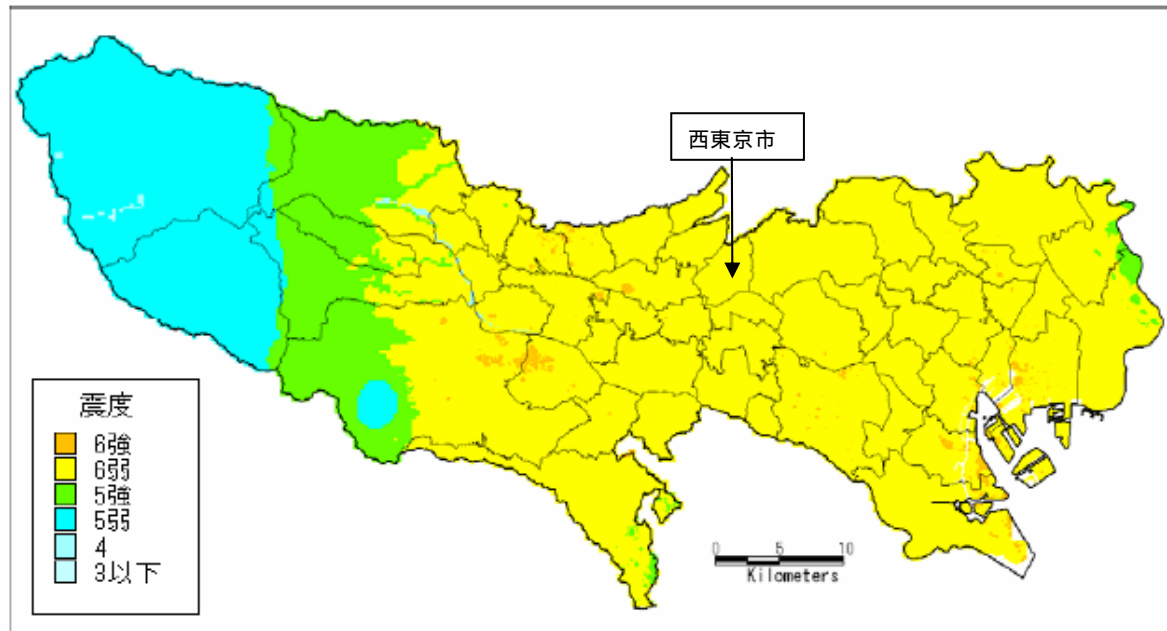
- ★ : 震源 (破壊開始点)
- : 破壊される震源断層
- : 破壊される震源断層 (特に大きなゆれを生ずる)



資料出所 : 「首都直下地震による東京の被害想定」

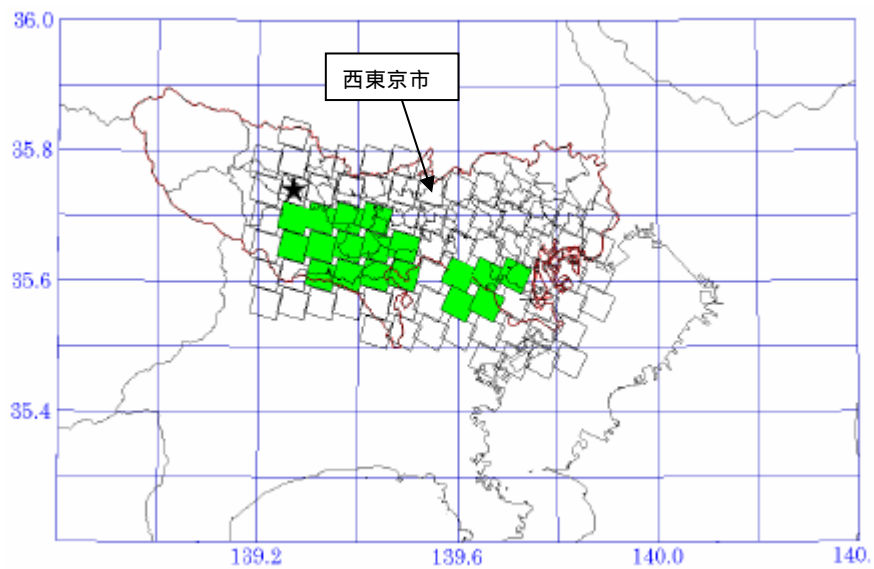
【多摩直下地震 (M7.3)】

震度分布



震源断層

- ★：震源（破壊開始点）
- ：破壊される震源断層
- ：破壊される震源断層（特に大きなゆれを生ずる）



資料出所：「首都直下地震による東京の被害想定」

4 被害想定結果

東京都の被害想定では地震規模を M6.9 及び M7.3、それぞれ風速 3 m、6 m、15 m、冬の夕方 18 時・朝 5 時の条件で想定している。本計画では、その中で大きな被害を及ぼす M7.3 のケースで、現実的な気象条件（冬の平気風速の約 2 倍の 6 m / s）、火災が発生しやすい冬の夕方 18 時のケースを基礎とする。

【被害概要：いずれも M7.3 風速 6 m 冬の夕方 18 時】

項 目	東 京 都 結 果	
	東京湾北部地震	多摩直下地震
建物全壊棟数(件)	157	661
揺れによる全壊棟数	木造	620
	非木造	36
急傾斜崩壊の全壊棟数	5	5
出火件数(件)	11	14
焼失面積(km ²)	0.00	0.00
焼失棟数(全壊含む)	19	17
焼失棟数(含まない)	0	0
死者数(人)	4	15
建物被害・屋内収容物	3	15
急傾斜地崩壊	0	0
火災	1	1
ブロック塀	0	0
落下物	0	0
負傷者数(人)(うち重傷者数)	473(46)	1,006(99)
建物被害	278(12)	661(39)
屋内収容物	180(30)	328(57)
急傾斜地崩壊	0(0)	0(0)
火災	3(1)	4(1)
ブロック塀	5(2)	6(2)
落下物	6(0)	6(0)
避難者(人)(1日後)	11,616	14,036
避難所生活者	7,550	9,123
疎開者	4,066	4,913
帰宅困難者(人)	12,743	12,743
エレベーター閉じ込め台数	25	26
自力脱出困難者(人)	30	126
震災廃棄物(万 t)	12	19
電力(停電率)	1.2	3.5
通信(不通率)	0.0	0.1
ガス(供給停止率)	0.0	0.0
上水道(断水率)	16.3	24.3
下水道(管きよ被害率)	21.8	21.8

小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。

第 2 節 地域危険度測定調査

(以下、19 年 12 月公表の第 6 回調査により差し替え予定)

1 調査の概要

東京都震災対策条例の規定に基づき、「地震に関する地域危険度測定調査」を行っている。昭和 50 年 11 月に第 1 回（区部）を公表して以来、5 年おきに結果を公表している。

この調査は、町丁目毎の各地域における地震に対する危険性を建物、火災、避難の面から 1 から 5 までのランクで相対的に評価した。

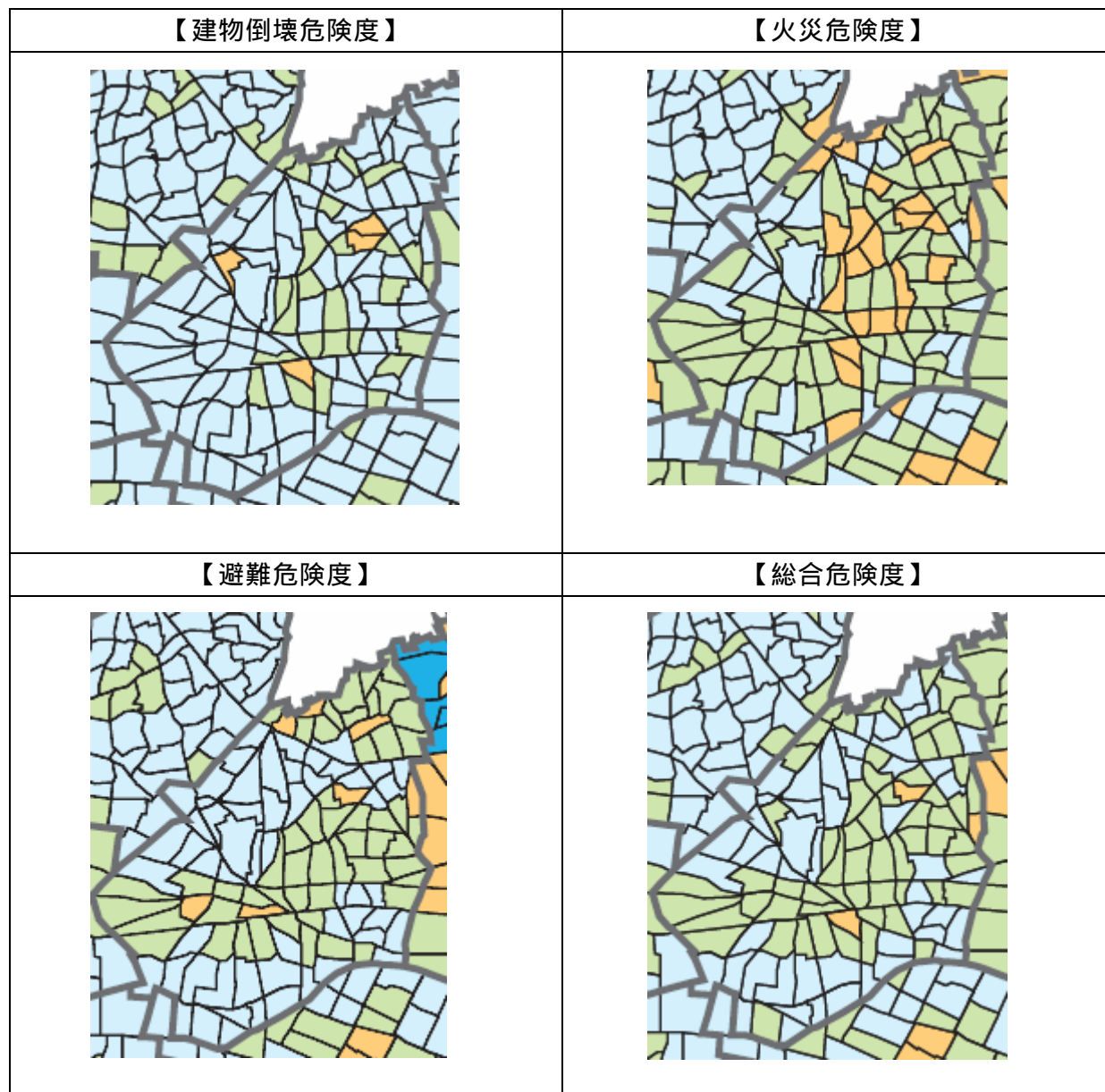
さらに、「建物倒壊危険度」、「火災危険度」、「避難危険度」の 3 つの危険度を総合化した「総合危険度」と、3 つの組合せで危険特性を表した「危険度特性評価」を測定している。

【調査の前提】

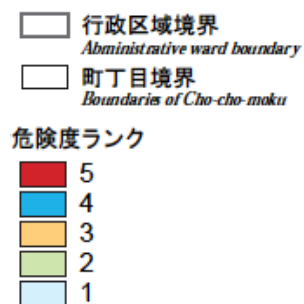
調査対象区域 と測定単位	・区部及び多摩都市計画の市街化区域に係る町丁目単位とした。 火災危険度と避難危険度は 500m メッシュ単位で測定し、町丁目単位に変換した。
想定地震	・特定の地震は想定しない。 地盤特性を定量的に評価し、地盤分類ごとに地震動の地盤増幅率を設定する方法を用いた。
想定時刻	・特定の時点に限定しない。 危険度は年間を通じて平均的なものとした。
評価方法	・調査対象区域内の町丁目の危険量を相対評価した。 面積の大小が評価に影響を及ぼさないよう、単位面積あたりの値に基準化した。
結果の表示	・評価ランクは 5 段階とした。

2 評価結果

「建物倒壊危険度」、「火災危険度」、「避難危険度」、「総合危険度」は以下のように評価されている。



資料出所：地震に関する地域危険度測定調査報告書（第5回）東京都都市計画局



(1) 建物倒壊危険度

建物倒壊危険度は、地震動によって建物が壊れたり、傾いたりする危険性の度合いを評価するもので、これは地盤と当該地域にある建物の種類等によって判定される。

一般的に、建物倒壊危険度に影響を及ぼす地震動には2タイプあり、そのひとつである、〔揺れ方が遅くその揺れが大きい地盤（軟弱地盤）〕では、木造建築物に被害がでやすい。もう一方のタイプである、〔揺れ方が早くその揺れが大きい地盤〕では、鉄筋コンクリート造のような硬い建物に被害がでやすい。

(2) 火災危険度

火災危険度は、地震動による出火の起こりやすさと、それによる地域の危険性を測定することで、火災の危険性の度合いを評価するものである。出火の起こりやすさはガスコンロ、電気ストーブ、化学薬品等の数や使用状況等から算定しており、延焼の危険性は出火した場合の燃え広がりをシュミレーションし、焼失する建物面積をもとに算定している。この危険性は、木造建物が密集している地域で高くなる。一方、耐火建物が多く、道路・公園等の公共施設が整備された地域では低くなる。

(3) 避難危険度

避難危険度は、避難場所に到達するまでに要する時間と、避難する人の数を組み合わせて評価するもので、避難場所までの距離が長く、避難道路沿いに避難の障害となる要因が存在し、避難する人の数が多いほど高くなる。

(4) 総合危険度

総合危険度は、「建物倒壊危険度」、「火災危険度」、「避難危険度」の3つの危険度を総合化したもので、ランクは5段階とし、各ランクの存在比率をあらかじめ定め、危険度の大きい町丁目から順に高いランクを一定数割当てている。各ランクの存在比率は、危険量の大きいものほど少なくなるようなヒストグラムを想定し、そのモデル形状に標準正規分布を用いている。

(5) 危険度特性評価

「危険度特性評価」は、上記の特性が評価しやすいよう、5ランク表示の危険度を、ランク1～3までをA、ランク4・5をBとする2区分に分類し、三次元マトリクスで表現したものである。

本市の場合、「危険度特性評価」は、市全域が「AAA：相対的に危険度の低い町」となっている。

【危険度特性評価の評価記号と防災特性】

- AAA...相対的に危険度の低い町
- AAB...避難に困難を伴う町
- ABA...火災に注意すべき町
- BAA...建物倒壊に注意すべき町
- ABB...火災と避難に注意すべき町
- BAB...建物倒壊と避難に注意すべき町
- BBA...建物倒壊と火災に注意すべき町
- BBB...建物倒壊、火災、避難の全てに注意すべき町

第5章 減災目標

市は、次のとおり減災目標を定め、都及び市民、事業者等と協力して、対策を推進していく。この減災目標は、10年以内の達成に努める。

目標1...死傷者の減少

1 住宅の倒壊による死傷者を減少

建物耐震化の推進	都市計画に基づく不燃化、耐震化の推進 耐震改修促進計画の推進 耐震診断・耐震改修の助成 リフォームに合わせた耐震改修の誘導 緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化推進
家具類転倒防止対策の推進	家具類の転倒防止対策推進の啓発 高齢者、障害者世帯への家具等転倒防止器具取付事業の促進 オフィス家具や家電製品等の転倒防止対策の推進 防災市民組織リーダーに対する普及啓発の促進 立入検査実施時指導の強化（東京消防庁）
救助体制の整備	消防団用救助資器材の整備 身近な小中学校単位における市民・市・防災関係機関等が連携した救助体制の確立 AED設置事業の促進

2 火災による死傷者を減少

消防力の充実・強化	消防団の装備の充実による活動の強化 防火水槽の整備及び民間消防水利の確保 消防車両及び装備の充実（東京消防庁）
市民等の火災対応力の強化	都市計画に基づく不燃化、耐震化の推進（再掲） 家具類の転倒等防止対策の啓発（再掲） 地域における防災訓練の強化 住宅用火災警報器の設置推進 火気使用設備・器具の安全化及び停電復旧に伴う出火防止対策の推進（東京消防庁）
救助体制の整備	（再掲）

3 ブロック塀等の倒壊による死傷者を減少

実態把握及び啓発	<p>都と連携したブロック塀の実態把握</p> <p>生垣造成補助金制度のPRと拡充</p> <p>既存ブロック塀からネットフェンス化等への推進</p>
----------	--

目標2 避難者の減

住宅の倒壊や火災による避難者の減	<p>建物耐震化の推進（再掲）</p> <p>消防力の充実・強化（再掲）</p> <p>市民等の火災対応力の強化（再掲）</p>
ライフライン応急復旧の迅速化	<p>被災住宅に対する応急危険度判定の適切な実施</p> <p>電力の応急復旧の迅速化（東京都、東京電力）</p> <p>都市ガス停止に伴う代替エネルギー確保対策</p> <p>エレベーターの早期復旧</p>

目標3 外出者の早期帰宅

帰宅支援の強化	<p>鉄道事業者と連携した「駅周辺混乱防止対策協議会」の設置</p> <p>市避難施設及び民間施設による帰宅支援体制の確保</p> <p>飲料水・食料等の供給</p> <p>情報提供の推進</p> <p>緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化推進（再掲）</p>
臨時輸送の実施	<p>バス運送事業者等に対する臨時輸送の要請</p> <p>市所有バスによる市内の臨時輸送の実施</p>